

森林整備 まず境界明確化 林地台帳作成義務付け

信州レポート

2017/12/16 1:00 | 日本経済新聞 電子版

2016年度の森林法改正で、市町村は19年4月までに森林所有者や境界などを記した「林地台帳」の作成と公表を義務付けられた。所有者の高齢化や移住で境界が不明確になる中、台帳作成により森林整備を促すのが狙いだが、専門家が少ない市町村では困難も予想される。所有者の立ち会い調査などで地道に境界を明確化して木材の生産実績を上げている北信州森林組合（中野市）は全国的にも進んだ事例で、他地域の参考になる。

間伐を進めるにも所有者がわからず、虫食い状態の森林では集約して事業もできない事態が今後ますます深刻になる。市町村による林地台帳の整備は将来への備えだ。

しかし、ある森林関係者は「専門家がない多くの市町村ではまともな林地台帳づくりは不可能。コンサルタント会社に丸投げして作っても、お蔵入りになるだけ」と厳しく指摘する。

長野県の林地の地籍調査の進捗率は16年度末で30%と、全国平均の44%を下回る。長和町、北相木村のように完了した町村は11あるが、小谷村は0%、下諏訪町も0.3%など実施主体の市町村により大差がある。台帳作成に当たり森林資源や施業の履歴などを記した都道府県作成の「森林簿」と登記簿を擦り合わせていくが、ズレも多い。

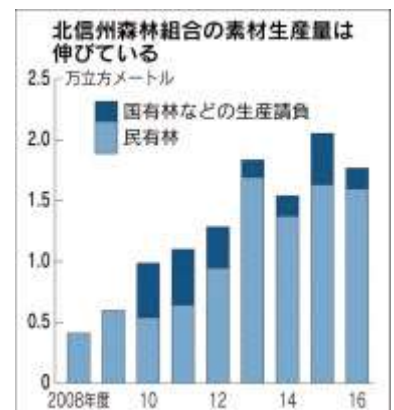
支援策として県は今年度、77の市町村ごとに原案を作って提供する予定。18年度に市町村で精度を向上させ、19年4月に公表する。「当初から完璧なのは無理で、市町村で運用しながら精度を高めていく必要がある」（県森林政策課）

小川村のように台帳作成へ準備を始めた自治体もあるが、まだピンとこない市町村や森林組合が多い。重要性の周知が最初の課題だ。

「境界の明確化が1丁目1番地」。北信州森林組合の堀沢正彦業務課長は力説する。同組合は中野市、飯山市などの6団体が合併して01年に発足。民有林での木材生産量はゼロに近かったが、今や年間1万6000立方メートル程度で安定生産できるまで変身した。明確化によ



北信州森林組合は関係者立ち会いのもと、森林の境界明確化を進めている



り複数の森林所有者の土地を集約して間伐などが進められるようになり、林業機械も導入しやすくなった。

組合がカバーする民有林は一筆あたりの平均面積が約0.4ヘクタールと小さく、かつては間伐などの事業を行う都度、境界を画定していた。しかし所有者の高齢化などで境界画定が難しくなってきたため、組合は境界を明確化し、森林の基本情報を一元管理する森林地理情報システム（森林GIS）でデータ化していった。民有林3万7356ヘクタールのうち、すでに約6000ヘクタールで明確化が完了し、データ管理している。

組合はまず森林所有者と委託契約を結び、施業実施計画を作る。森林簿などの書類を参照するとともに、所有者らの立ち会い調査をして境界を画定。座標化して森林GISに搭載している。

飛行機による航空レーザー計測（ALS）やドローンによる精密計測も導入。データを森林資源量の解析に使い始めたほか、信州大と連携して間伐計画の自動設計などに使うことも進めている。

組合は「北信州フォレスターズ」と名付けた2人1組のチーム5組を組織して管内5市町村をそれぞれが担当させ、森林所有者と信頼関係を築きながら境界明確化や事業管理まで総合的にこなしている。「ドイツのフォレスター（森林官）のように専門の知識を持って担当地域の森林をずっと見続ける役割を担う」（堀沢課長）。台帳だけ作っても活用する人材がいなければ意味がない。

【森林環境税、専門人材育成を】

国は2024年度から、森林保全に充てる森林環境税を導入する予定だ。私有林の面積や林業就業者数に応じて市町村に配分され、間伐などの森林整備に使われる。

しかし九州などに比べて森林の所有単位が小さく境界明確化も進まない長野県で、市町村が実際に事業を推進できるか大きな疑問が残る。森林組合も「手間がかかり、もうからない」境界明確化より国有林などの事業を請け負った方が楽で、民有林の劣化は一層進む。

北信州森林組合は国有林や市町村有林からの請け負い事業は15%にすぎず、85%が組合員の民有林の受託生産だ。それでも同組合が年に300ヘクタールずつ境界を明確化したとしても、全体の完了には100年かかる。

自然災害抑制など森林の重要な機能を考えても、境界明確化やフォレスターのような専門人材の育成に資金が回るようにすべきだ。（宮内禎一）

▼林地台帳制度 2016年5月の森林法改正で、市町村が民有林について統一的な基準に基づき所有者や林地の境界に関する情報を林地台帳としてまとめ、19年4月から公表することになった。所有者の世代交代や転出で境界が不明な林地が増え、森林整備や災害復旧に支障が出ている。台帳を作成して森林組合などが森林整備を集約してできるようにする。

台帳には所有者や地番、測量の実施状況などを記載し、地図も作成する。誤りがあれば、所有者が修正を申し出られる。

本サービスに関する知的財産権その他一切の権利は、日本経済新聞社またはその情報提供者に帰属します。また、本サービスに掲載の記事・写真等の無断複製・転載を禁じます。

Nikkei Inc. No reproduction without permission.